

令和 3 年度下期 事業計画について

①被保険者の健診

令和 3 年 9 月 1 5 日

令和 3 年度 第 1 回 健康づくり推進協議会

1. 生活習慣病予防健診について

(1) 生活習慣病予防健診における熊本支部の課題…………… P 3

(2) 生活習慣病予防健診の課題への対策…………… P 4

2. 事業者健診結果の取得について

(1) 事業者健診結果の取得状況…………… P 7

(2) 事業者健診結果の取得における課題…………… P 8

(3) 事業者健診結果の取得の流れの確認…………… P 10

(4) 事業者健診結果の取得にかかる新スキームの問題点… P 13

(5) 事業者健診の新スキームを受けて支部の方針…………… P 14

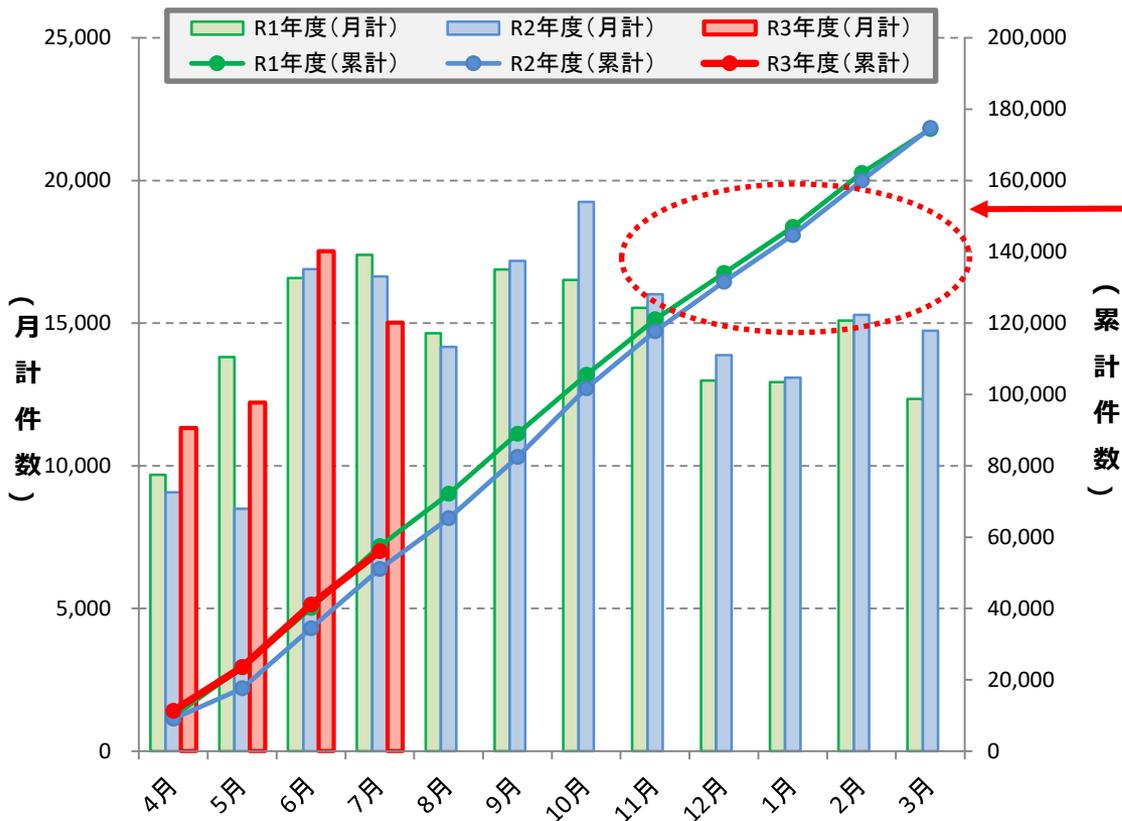
3. 被保険者の健診についてのまとめ…………… P 16

1. 生活習慣病予防健診について

(1) 生活習慣病予防健診における熊本支部の課題

①生活習慣病予防健診（一般健診）実施状況【35歳以上】

一般健診実施件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R1年度（月計）	9,686	13,808	16,587	17,389	14,645	16,884	16,513	15,537	12,989	12,933	15,092	12,347
R1年度（累計）	9,686	23,494	40,081	57,470	72,115	88,999	105,512	121,049	134,038	146,971	162,063	174,410
R2年度（月計）	9,070	8,496	16,888	16,637	14,173	17,185	19,250	16,010	13,877	13,089	15,292	14,735
R2年度（累計）	9,070	17,566	34,454	51,091	65,264	82,449	101,699	117,709	131,586	144,675	159,967	174,702
R3年度（月計）	11,327	12,218	17,522	15,019								
R3年度（累計）	11,327	23,545	41,067	56,086								



毎年度下期～冬場にかけて落ち込み

年末年始頃は事業所の繁忙期？

健診機関としても冬場は閑散期の体制？

① 健診機関自身による健診集客を支援

協会けんぽから未受診事業所リストを提供 (健診機関へ無償の業務委託)

事業内容

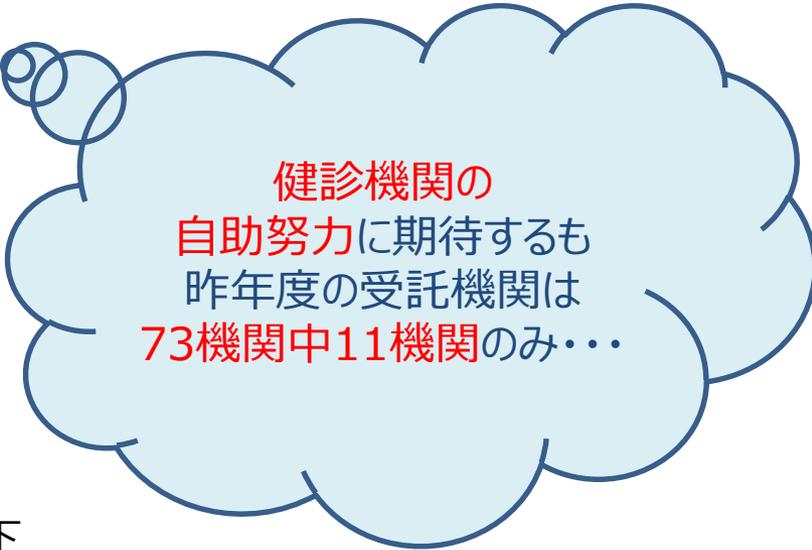
希望する健診機関に、当支部から健診未受診の事業所リストを提供。
健診機関から受診勧奨 → **新規顧客の開拓**

実施期間

令和3年10月 (契約締結日) ~ 令和4年3月

事業所リストの抽出条件

- ① 令和2年度生活習慣病予防健診受診率50%以下
かつ
- ② 令和3年度の同健診申込率50%以下
かつ
- ③ 健診対象者2人以上の事業所
(令和3年8月10日時点で約11,000社。)



健診機関の
自助努力に期待するも
昨年度の受託機関は
73機関中11機関のみ...

②協会けんぽからの健診案内を強化

今年度2回目の健診案内を送付

事業内容

前提

毎年度末(3月)に翌年度の健診案内(以下、年次案内)を送付している。
協会けんぽによる大規模な健診案内は年次案内のみ(約3万事業所)。



新たな取り組み

年度中盤時点で、受診行動が見られない事業所に勤務する個人及び一定規模以上事業所に、今年度2回目の年次案内を送付

送付対象

健診受診率0%の事業所にお勤めで、
熊本県内に住所を有し、今年度未申込の被保険者個人宅

※前年度同時期対象者数 : 約50,000人

+

一定規模以上(健診対象者50人以上等)の事業所

※令和3年8月10日時点対象者数 : 約135,000人

送付時期

令和3年12月中旬



毎年度、2回案内を
固定化したい...

課題

大規模な勧奨で新たに発生するニーズの受け皿となる健診機関の体制整備(令和4年1月~3月)

協力依頼①非稼働の曜日(土・日・祝)の施設開設

②任意の場所での検診車による巡回健診

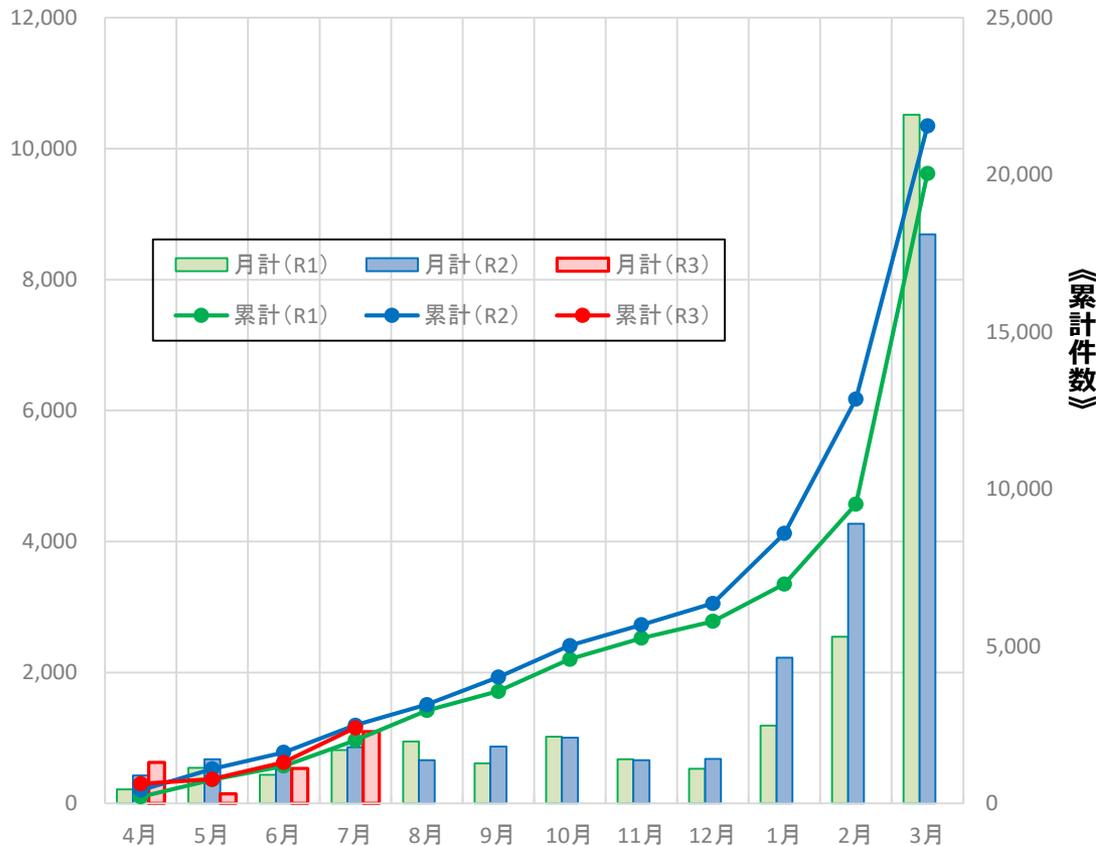
③平日の通常稼働日の枠拡大

2. 事業者健診結果の取得について

(1) 事業者健診結果の取得状況

結果取得件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R1年度 (月計)	216	543	436	814	949	614	1,018	674	531	1,189	2,544	10,519
R1年度 (累計)	216	759	1,195	2,009	2,958	3,572	4,590	5,264	5,795	6,984	9,528	20,047
R2年度 (月計)	427	676	524	862	659	872	1,006	662	682	2,226	4,272	8,690
R2年度 (累計)	427	1,103	1,627	2,489	3,148	4,020	5,026	5,688	6,370	8,596	12,868	21,558
R3年度 (月計)	627	148	535	1,098								
R3年度 (累計)	627	775	1,310	2,408								

※支部取り込み件数 (処理月ベース)



毎年度末 (2月～3月) に取得数が伸びるのは・・・



提供する側 (健診機関・事業所) の動くタイミングが健診を受け終わる年度末に偏るためです

「事業者健診結果を取得する」 = 「提供してもらう」という取り組みに構造的な問題があります (後述)

①事業者健診結果の取得方法 (現状確認)

- 生活習慣病予防健診・・・協会けんぽが実施する健診であるため健診機関から自動的に健診結果を取得
- 事業者健診・・・協会けんぽが実施するものではなく、事業所が手配し事業所が費用全額負担する健診。
協会けんぽが健診結果を集める必要がある。

取得方法

- ①事業所からの同意書取得を前提に、**健診機関に依頼し健診結果をデータで取得**
または、
- ②**事業所に依頼し健診結果を紙で取得** (事業所が持つ健診結果票をコピーしていただくもの)

課題

平成30年度までは、健診機関からのデータ取得 (事業所からは同意書を取得) に注力していました。
令和元年度に初めて、事業所から紙で取得に大きく予算をかけて取り組みました。
結果、**取得率5.4% (30年度) →8.0% (元年度) に大幅アップ!**

しかし、これ以上の大幅アップは期待できません。令和2年度8.6%

②事業者健診結果の取得に新たなスキームが誕生

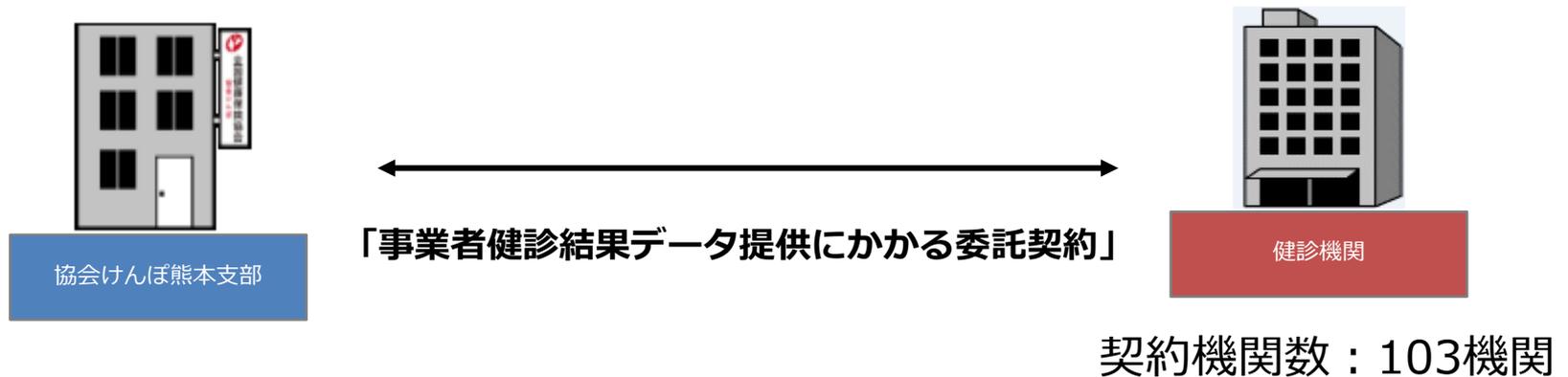
「健診機関からデータで取得」の前提となる、
「事業所の同意」の取り方について、国が新たなスキームを提示。

厚生労働省通知 (令和2年12月23日) (趣旨)

- ・「事業者健診結果を保険者へ提供すること」を健診機関に委ねることを含んだ契約書の取り交わしを健診機関と事業所双方に推奨。
- ・健診機関が使用する問診票に保険証の記号・番号情報等を盛り込むことで、事業者健診における情報の不足をなくす。

新スキーム自体は取得数を伸ばす決定打ではないが・・・
国（厚労省）が、「事業者健診結果は加入する保険者
（協会けんぽ）に集めるもの」という認識と方針を強めたことは
大きな追い風。

① 協会けんぽと事業者健診実施機関との契約が必要



契約内容

- ・ 健診機関は協会けんぽが事業所の同意に基づき依頼してくる健診結果データを作成し協会けんぽへ提供する
- ・ 協会けんぽは作成1人分につき350円（税抜）を手数料として健診機関へ支払う
- ・ 健診機関が事業所から委任状（事業所からの提供同意）取得すると1件につき2,000円（税抜）を手数料として協会けんぽが支払う

(3) 事業者健診の取得の流れの確認 (現行運用)

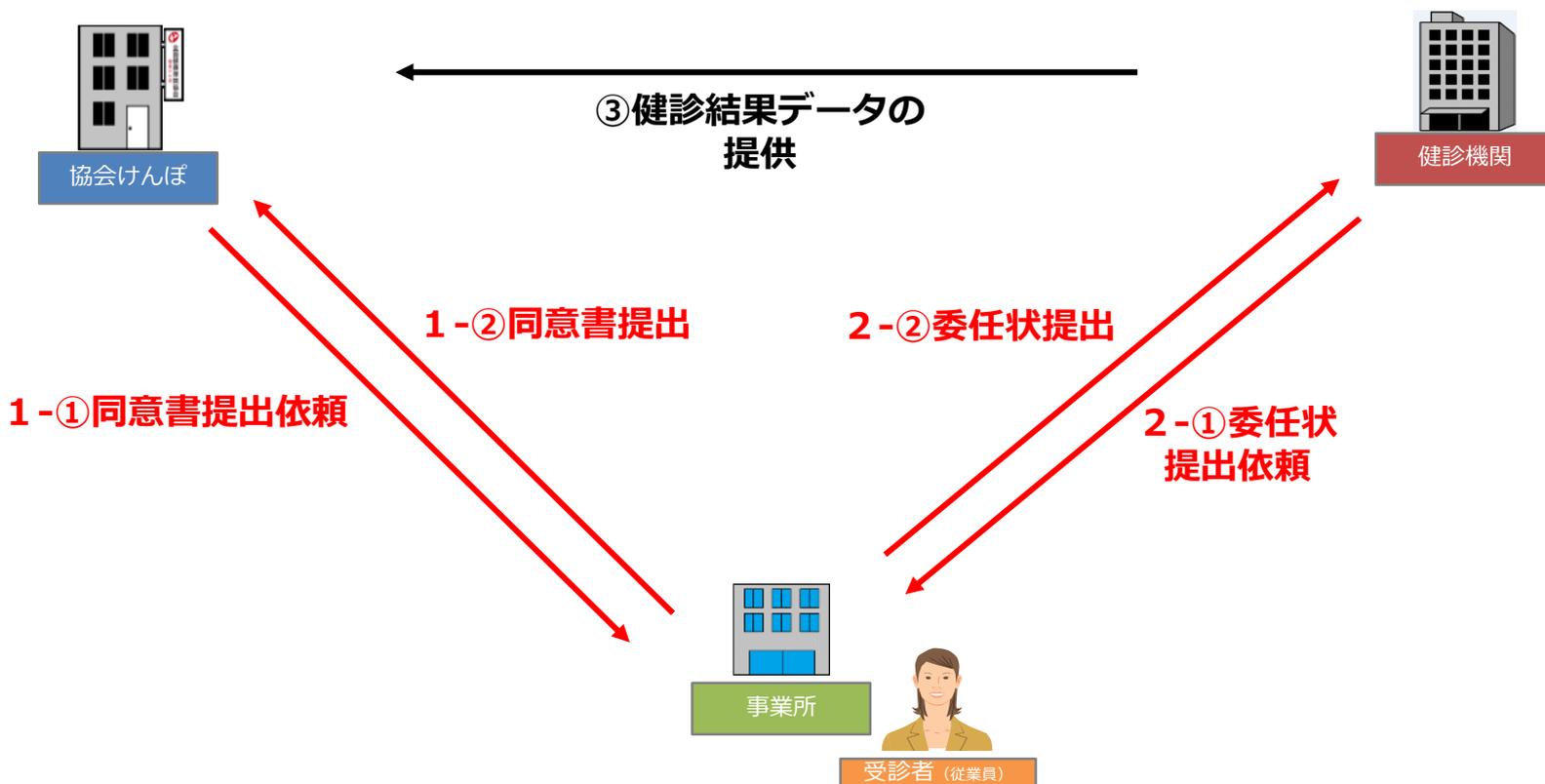
② 協会けんぽが事業所から「同意書」取得
もしくは
健診機関が事業所から「委任状」取得

協会けんぽが事業所から「同意書」取得 (1-①②)

健診機関が事業所から「委任状」を取得 (2-①②)



③ 健診結果データ提供

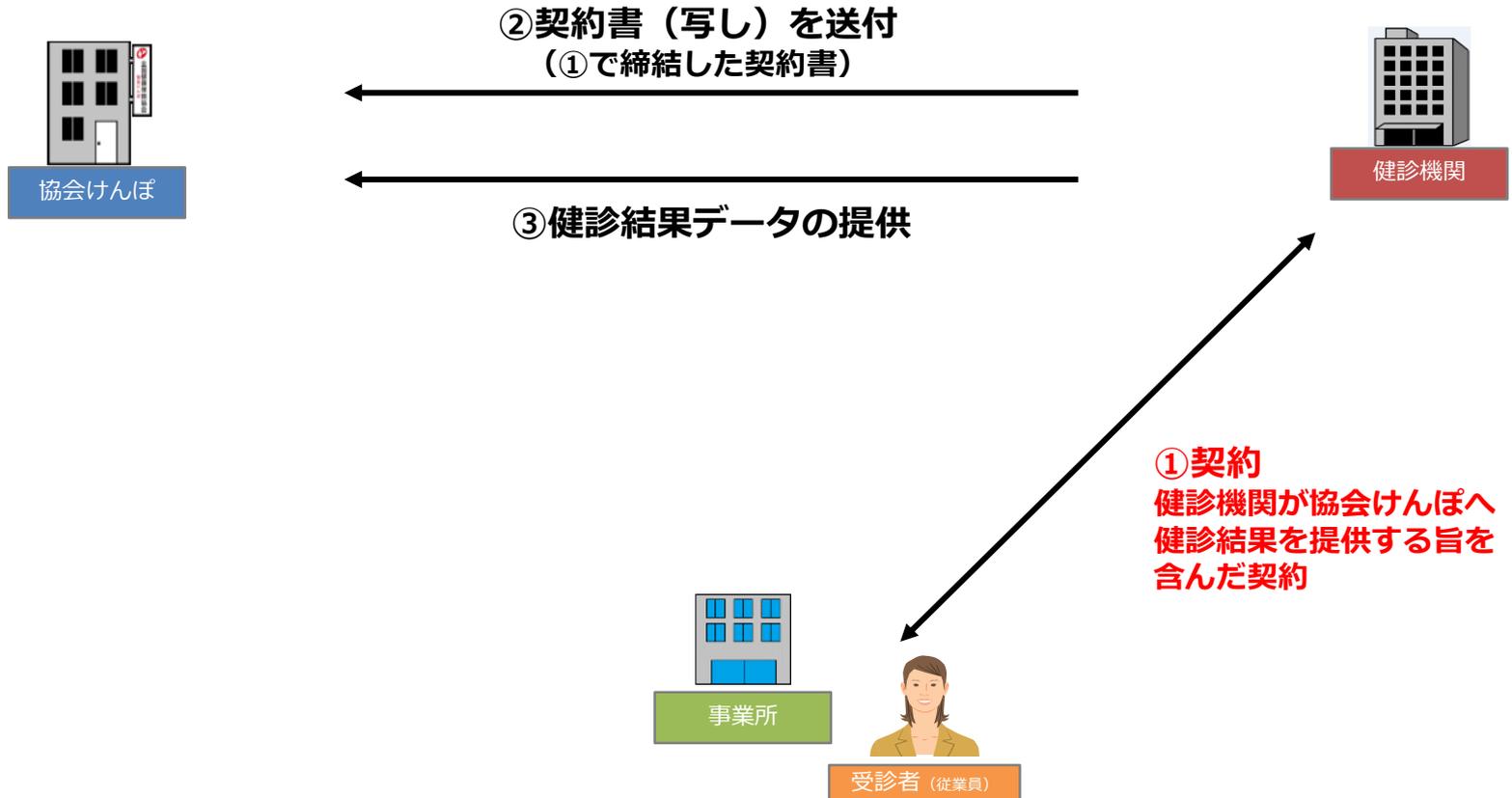


③ 事業所と健診機関が「健診実施」と「その後の協会けんぽへの提供」を含んだ契約を締結

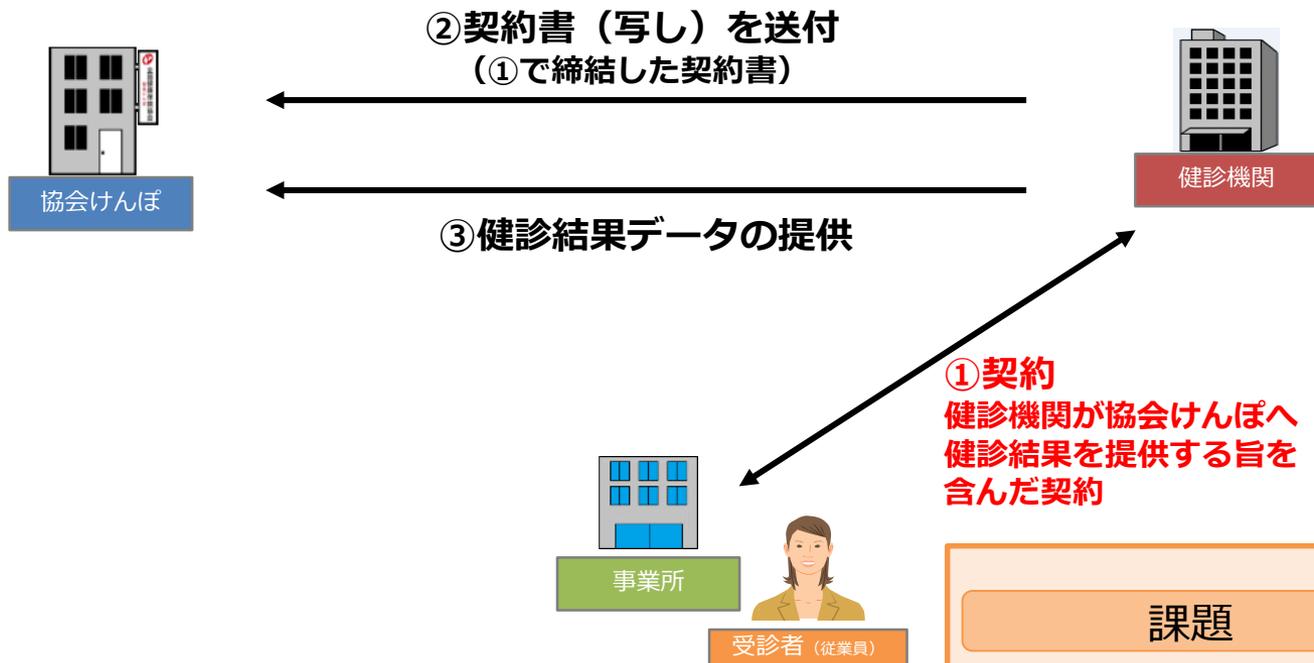
事業所と健診機関が健診契約を締結 (①)

①の契約書 (写し) を健診機関が協会けんぽへ送付 (②)

③ 健診結果データ提供



課題



- ### 課題
- ①そもそも「契約書」を取り交わす習慣がない
 - ②事務負担増(契約事務)
 - ③国の方針ではあるものの、健診機関にメリットが少なく、強制力もない

「現行スキームも引き続き運用」を踏まえて

課題

- ①そもそも「契約書」を取り交わす習慣がない
- ②事務負担増（契約事務）
- ③国の方針ではあるものの、健診機関にメリットが少なく、強制力もない

熊本支部が考える対応策

- ①事業所から「協会けんぽに健診結果を提供したい」と言い出すことは考えにくいいため、健診機関を強力な味方とする必要がある。
- ②現行スキームの「委任状」の手軽さを改めて周知する。
- ③「委任状」を取得すれば1件につき2,000円（税抜）の手数料を支払うというメリットを訴求する。

「健診機関が事業所から委任状を取得」を強化

3. 被保険者の健診についてのまとめ

事業者健診結果の取得について、施策を講じるものの、
そもそも、「生活習慣病予防健診」という受け方をさせていただくことがベスト。

生活習慣病予防健診の 協会けんぽのメリット

- ① 健診結果は健診機関から自動的に提出される。
- ② 健診後の特定保健指導への案内もスムーズ（事業所や加入者にわかりやすい）。
- ③ 事務負担が大幅削減。 etc

「生活習慣病予防健診を受けられる病院」の拡大に注力します！（現在73機関）

課題 生活習慣病予防健診となるためには、「胃部レントゲン検査設備が必要」という規程がネック。

特例

胃部レントゲン検査の実施が困難な場合であって、加入者の受診機会を確保する観点から、胃部レントゲン検査に代えて胃部内視鏡検査のみ実施可能な健診機関についても、当該健診機関等と契約を締結することが必要であると支部長が判断したとき。→特例的に契約可能

胃部内視鏡検査のみ実施可能な健診機関との契約締結を前向きに検討します。